

第4章 高齢者の将来推計とサービス量の見込み

1 人口の将来推計

人口の減少が避けられない中、65歳以上の高齢者人口についても少しずつ減少傾向にありますが、後期高齢者人口については、未だ増加傾向にあります。

表4-1-1 推計人口

(単位：人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総人口	4,829	4,747	4,628	4,489	4,310
割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40歳未満	1,433	1,387	1,294	1,204	1,109
割合	29.7	29.2	27.9	26.8	25.7
40～64歳	1,514	1,490	1,475	1,424	1,371
割合	31.3	31.4	31.9	31.7	31.8
65歳以上	1,882	1,870	1,859	1,861	1,830
割合	39.0	39.4	40.2	41.5	42.5
前期高齢者	858	833	796	768	691
割合	17.8	17.6	17.2	17.1	16.0
後期高齢者	1,024	1,037	1,063	1,093	1,139
割合	21.2	21.8	23.0	24.4	26.5

(注) 1 令和2年度は、住民基本台帳(6月末)の数値

2 令和3年度以降は、令和2年度を基準値とし第2期訓子府町まち・ひと・しごと総合戦略の値を基に推計

2 要介護認定者数の推計

各年代の推計人口を基に、要介護認定率の実績を踏まえ、要介護認定者数を推計します。

平成26年度の制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、今まで自立で町単独事業を利用していた人が、介護認定を受けたため、軽度の認定者も増えており、第8期計画中の認定率は18.0%前後で推移すると見込んでいます。

表4-2-1 要介護認定者数の推計

(単位：人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
65歳以上	要支援1	56	55	58	59	62
	要支援2	26	25	25	27	27
	要介護1	62	63	65	68	70
	要介護2	51	50	52	53	55
	要介護3	45	45	47	48	49
	要介護4	35	35	36	37	39
	要介護5	46	44	45	47	48
	小計	321	317	328	339	350
認定率	17.1	17.0	17.6	18.2	19.1	
40～64歳	9	9	9	9	9	
合計	330	326	337	348	359	

(注) 令和2年度は、6月末の数値

3 保険料段階別の第1号被保険者数の推計

第8期計画期間の第1号被保険者の介護保険料については、国の示す区分基準と同じ扱いとすることとし、毎年住民税賦課状況により決定しますが、令和2年度の住民税賦課状況を基にして、所得段階別の第1号被保険者数を推計しています。

表4-3-1 所得段階別の第1号被保険者数の推計 (単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計	令和7年度
第1段階 (老齢福祉年金、生活保護受給者) (世帯全員が住民税非課税)	318	316	317	951	311
第2段階 (世帯全員が住民税非課税)	201	200	200	601	197
第3段階 (世帯全員が住民税非課税)	158	157	157	472	154
第4段階 (本人が住民税非課税)	225	224	224	673	221
第5段階 (本人が住民税非課税)	284	283	283	850	278
第6段階 (住民税課税で所得120万円未満)	292	290	290	872	285
第7段階 (住民税課税で所得210万円未満)	200	199	200	599	196
第8段階 (住民税課税で所得320万円未満)	97	96	96	289	95
第9段階 (住民税課税で所得320万円以上)	95	94	94	283	93
合 計	1,870	1,859	1,861	5,590	1,830

(注) 第1段階、第4段階…本人の「合計所得金額+課税年金収入」が80万円以下
第2段階…本人の「合計所得金額+課税年金収入」が120万円以下

4 介護保険サービス量の見込み

居宅サービス利用者数は、要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を差し引いて推計しています。

表4-4-1 居宅サービス利用者数の推計 (単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要支援1	56	59	60	63
要支援2	25	25	27	27
要介護1	49	51	54	56
要介護2	48	50	51	53
要介護3	17	19	20	21
要介護4	5	6	7	9
要介護5	15	16	18	19
合 計	215	226	237	248

(1) 居宅サービス量の見込み

居宅サービス量は、いずれも今までの利用実績および国が示した見える化システムを基にして、本町の実情に合わせ調整し、推計しています。

①訪問介護

表 4-4-2 訪問介護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	10,860	10,860	10,860	10,860

②訪問入浴介護

今後も町外事業所を利用することが見込まれます。引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-3 訪問入浴介護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	137	137	137	137

③訪問看護

表 4-4-4 訪問看護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	2,232	2,251	2,251	2,251

④訪問リハビリテーション

今後も町外事業所を利用することが見込まれます。引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-5 訪問リハビリテーションサービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	475	485	485	485

⑤居宅療養管理指導

今後も町外事業所を利用することが見込まれます。引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-6 居宅療養管理指導 (単位：人/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	36	36	36	36

⑥通所介護

表 4-4-7 通所介護サービス目標量

(単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	5,083	5,119	5,222	5,222

⑦通所リハビリテーション

今後も町外事業所を利用することが見込まれます。引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-8 通所リハビリテーションサービス目標量

(単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	371	371	371	371

⑧短期入所生活介護

表 4-4-9 短期入所生活介護サービス目標量

(単位：日/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	2,681	2,681	2,681	2,681

⑨短期入所療養介護

表 4-4-10 短期入所療養介護サービス目標量

(単位：日/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	148	150	150	158

⑩特定施設入居者生活介護

町内には該当施設はありませんが、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-11 特定施設入居者生活介護サービス目標量

(単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	3	3	3	3

⑪福祉用具貸与

表 4-4-12 福祉用具貸与サービス目標量

(単位：人/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	984	1,008	1,032	1,056

⑫特定福祉用具販売

表 4-4-13 特定福祉用具販売サービス目標量

(単位：人/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	12	12	12	12

(2) 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービス利用者数の推計は、第7期計画期間中の実績や整備状況を勘案して推計しています。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

②夜間対応型訪問介護

サービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

③認知症対応型通所介護

サービスを提供する事業所はありませんが、近隣市町に住所地特例で入所されている人の利用を見込んでいます。

表 4-4-14 認知症対応型通所介護サービス目標量

(単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	97	97	97	97

④小規模多機能型居宅介護

サービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

町内グループホームの入居定員数で利用を見込んでいます。

表 4-4-15 認知症対応型共同生活介護サービス目標量

(単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	18	18	18	18

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

サービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

サービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

⑨地域密着型通所介護

居宅サービスから移行されたもので、町内では2事業所が対象施設になります。

表4-4-16 地域密着型通所介護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	3,454	3,454	3,454	3,454

(3) 住宅改修

表4-4-17 住宅改修目標量 (単位：人/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	12	12	12	12

(4) 居宅介護支援（ケアプランの作成）

49ページの表4-4-1「居宅サービス利用者数の推計」を基に推計しています。

表4-4-18 居宅介護支援サービス目標量 (単位：件/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	1,500	1,512	1,560	1,596

(5) 介護保険施設サービス量の見込み

介護保険施設サービス利用者数の推計は、第7期計画期間中の実績や広域的な施設整備状況等を勘案して推計しています。

令和7年度については、介護療養型医療施設利用者を介護医療院に含み推計しています。

表4-4-19 施設サービス利用者数の推計 (単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護老人福祉施設	75	75	75	75
介護老人保健施設	11	11	11	11
介護療養型医療施設	3	3	3	-
介護医療院	-	-	-	3
合 計	89	89	89	89

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町内施設のほか、引き続き近隣市町の事業所の利用も見込んでいます。

表 4-4-20 介護老人福祉施設の目標量 (単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	75	75	75	75

②介護老人保健施設（老人保健施設）

町内に該当施設はありませんが、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-21 介護老人保健施設の目標量 (単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	11	11	11	11

③介護療養型医療施設・介護医療院

町内に該当施設はありませんが、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

令和7年度は、介護療養型医療施設利用者を介護医療院に含み目標量としています。

表 4-4-22 介護療養型医療施設・介護医療院の目標量 (単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護療養型医療施設 サービス量	3	3	3	-
介護医療院 サービス量	-	-	-	3

(6) 介護予防サービス量の見込み

介護予防サービス量は、いずれも今までの利用実績および国が示した見える化システムを基にして、本町の実情に合わせ調整し、推計しています。

①介護予防訪問入浴介護

軽度者を対象としているサービスであるため、サービス量を見込みません。

②介護予防訪問看護

表 4-4-23 介護予防訪問看護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	96	96	96	96

③介護予防訪問リハビリテーション

今後も町外事業所を利用することが見込まれます。引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-24 介護予防訪問リハビリテーションサービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	72	72	72	72

④介護予防居宅療養管理指導

表 4-4-25 介護予防居宅療養管理指導目標量 (単位：人/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	12	12	12	12

⑤介護予防通所リハビリテーション

表 4-4-26 介護予防通所リハビリテーション目標量 (単位：人/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	24	24	24	24

⑥介護予防短期入所生活介護

表 4-4-27 介護予防短期入所生活介護サービス目標量 (単位：日/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	60	60	60	60

⑦介護予防短期入所療養介護

サービスを提供する事業所がないことや、軽度者を対象としているサービスであるため、サービス量を見込みません。

⑧介護予防特定施設入居者生活介護

町内には該当施設はありませんが、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-28 介護予防特定施設入居者生活介護サービス目標量 (単位：人/月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	1	1	1	1

⑨介護予防福祉用具貸与

表 4-4-29 介護予防福祉用具貸与サービス目標量 (単位：人/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	396	408	420	432

⑩特定介護予防福祉用具販売

表 4-4-30 特定介護予防福祉用具販売サービス目標量 (単位：人/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	12	12	12	12

(7) 地域密着型介護予防サービス量の見込み

地域密着型介護予防サービス利用者数の推計は、第7期計画期間中の実績や整備状況を勘案して推計しています。

①介護予防認知症対応型通所介護

サービスを提供する事業所がなく、介護予防通所介護による対応を行っているため、当面はサービス量を見込みません。

②介護予防小規模多機能型居宅介護

サービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

③介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

軽度者を対象としているサービスであるため、当面はサービス量を見込みません。

(8) 介護予防住宅改修

表 4-4-31 介護予防住宅改修サービス目標量 (単位：人/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	12	12	12	12

(9) 介護予防支援（ケアプランの作成）

49 ページの表 4-4-1 「居宅サービス利用者数の推計」を基に見込んでいます。

表 4-4-32 介護予防支援サービス目標量 (単位：件/年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	432	456	480	480

5 地域支援事業の見込み

地域支援事業の量は、いずれも平成30年度から令和2年度の利用実績（見込み）を基に推計しています。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定者や介護が必要な状態になるおそれのある高齢者の自立支援や介護予防の取り組みとして、これまで実施してきたサービスの他、ボランティア等による一人ひとりの生活に合わせた柔軟で多様なサービスの提供に努めます。

高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つからなります。

①介護予防・生活支援サービス事業

要支援の人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる人が対象の事業です。

ア. 訪問型サービス

（ア）訪問介護相当（専門職が提供）

介護予防を目的として、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）等によって入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービスです。

表4-5-1 訪問型サービス（訪問介護相当）目標量 （単位：人/年）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	132	132	132	132

イ. 通所型サービス

（ア）通所介護相当（専門職が提供）

通所介護施設で、食事や入浴等の生活支援と軽体操等を日帰りで行います。

表4-5-2 通所型サービス（通所介護相当）目標量 （単位：人/年）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	504	504	504	504

(イ) 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

保健・医療の専門職が、高齢者の生活行為の改善、日常生活の活動性を高め、家庭や社会への参加につなげることを目的に、通所と訪問による短期間（週1回約3か月間）の短期集中予防サービスを実施します。

対象者は、要支援者および事業対象者のうち虚弱、運動機能の低下、閉じこもりが認められる人としてします。

また、教室終了後も引き続き取り組めるようフォローアップ支援を行います。

表 4-5-3 通所型サービス（通所型サービスC）目標量 (単位：回/年 人/年)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
実施回数	36	36	36	36
サービス量	130	130	130	130

ウ. その他の生活支援サービス

日常生活で支援が必要な高齢者が地域で安心して生活できるように、有償ボランティアによる生活支援サービスを実施します。

今後、どのようなサービスが必要か地域ケア会議や協議体等で検討していきます。

表 4-5-4 生活支援サポーター派遣事業目標量 (単位：人/年)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用実人数	3	4	5	5

エ. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等の自立支援を目的として、その心身の状態、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう専門的視点から必要な援助を行います。

表 4-5-5 介護予防ケアマネジメント目標量 (単位：件/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス量	480	480	480	480

(注) 要支援1・2の人のうち、福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションを利用されている人のケアプランは、介護予防給付の介護予防支援（ケアプランの作成）になります。

②一般介護予防事業

地域において、自主的に行われている介護予防活動を育成・支援し、高齢者がいきいきと活動できるよう、高齢者を支える人も含めて対象とします。また、介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

高齢者が「疾病予防・重症化予防」と「生活機能の維持」の多岐にわたるニーズに対応しきめ細やかな支援を行うため、介護予防と高齢者の保健事業の一体的な実施に向け検討します。具体的には、国保データベースシステムを活用した医療・健診・介護の多面的な情報を一括して把握し、対象者を絞った生活習慣病重症化予防支援や通いの場を活用したフレイル予防の支援を行うなど、効果的な健康づくり・介護予防の支援を図ります。

また、一般介護予防事業の実施においては、各事業の参加者への評価（体力測定やアンケート調査等）を実施し、その情報を活用し実施事業の検討・評価を行うことでPDCA サイクルに沿った効果的な介護予防事業を実施していきます。

ア. 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもりなどの何らかの支援を有する人を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。地域からの情報提供等により、介護予防を必要とする高齢者の早期発見に努めます。

イ. 介護予防普及啓発事業

介護予防に資するため、パンフレット等を活用した基本的な知識の普及啓発や介護予防に関する講座を開催する事業です。

生活習慣病予防や介護予防、健康に関する正しい知識や、フレイルや転倒予防についての知識に関する普及事業を実施し、介護予防の重要性についての意識啓発に努めます。

表 4-5-6 介護予防普及啓発事業目標量

(単位：回、人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
老人クラブ	実施回数	22	22	22	22
	参加延人数	200	200	200	200
そ の 他	実施回数	10	10	10	10
	参加延人数	100	100	100	100

(注) その他～いきいき百歳体操体験会、その他関係機関等への健康教育

ウ. 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業です。

地域活動組織等への介護予防に対する取り組みの紹介や、介護予防に資するボランティア等の人材育成の研修等を通じて、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行い、住民の主体的な取り組みを社会福祉法人訓子府町社会福祉協議会と連携し推進します。

また、介護予防に携わる介護支援専門員やサービス事業所職員等の専門職を対象とし、地域の専門職のケアの質の向上を目的とし、介護予防や自立支援と重症化予防等の理解を深める学習の機会を提供します。

表 4-5-7 地域介護予防活動支援事業目標量

(単位：箇所、回、人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域活動組織支援	実施箇所	10	10	10	10
	実施回数	23	23	23	23
	参加延人数	200	230	230	230
いきいき百歳体操 実施支援 (リハビリ専門職以外)	実施回数	10	10	10	10
	参加延人数	100	100	100	100
ささえあいサポーター 養成講座	開催回数	2	2	2	2
	参加延人数	20	20	20	20
専門職スキルアップ 支援	開催回数	2	2	2	2
	参加延人数	40	40	40	40

エ. 一般介護予防事業評価事業

事業評価指標に基づき、事業評価を行う事業です。年度ごとの事業評価指標を設定、事業評価を実施し、効果的かつ継続的な事業展開が図れるよう努めます。

オ. 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を推進します。

表 4-5-8 地域リハビリテーション活動支援事業目標量

(単位：回、人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
リハビリ評価支援事業	実施回数	4	4	4	4
	参加延人数	20	20	20	20
いきいき百歳体操支援 (リハ職支援)	実施回数	10	10	10	10
	利用延人数	100	100	100	100

(2) 包括的支援事業

①包括的支援事業（地域包括支援センター運営）

訓子府町地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における総合的な高齢者のケアマネジメントを担う中核機関として、平成18年に創設されました。

地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、次のことを行います。

ア. 総合相談支援事業

高齢者の各種相談や訪問活動、民生委員児童委員をはじめとした関係機関からの情報提供により実態把握を行い、支援を必要とする高齢者の把握に努め、必要な支援につなぎます。

表 4-5-9 総合相談支援事業目標量

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
相談件数	200	200	200	200

イ. 権利擁護事業

高齢者虐待や成年後見制度等について、住民等への周知を図るとともに、地域包括支援センターが相談窓口となり、高齢者やその家族、施設関係者等が気軽に相談できる体制づくりに努めます。また、関係機関との情報交換や高齢者虐待に関する共通理解を深めるとともに、北見地域定住自立圏の中で、成年後見支援センターや中核機関について検討していきます。

ウ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者個別の課題分析と支援の充実に向けた検討会議を地域ケア会議として、専門多職種や地域の関係者との協働のもとに行い、これら個別ケースの検討の積み重ねを通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを地域全体に普及することにより、地域全体で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、高齢者の自立を支援する具体的な地域課題やニーズを把握し、社会基盤整備等、今後必要となる施策の反映につなげていきます。

表 4-5-10 地域ケア会議開催目標量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
本 体 会 議		1	1	1	1
個別ケース検討会議		40	40	40	40
(再掲)	困難事例	10	10	10	10
	自立支援	10	10	10	10
	事例紹介	20	20	20	20
サービス調整部会		50	50	50	50
ケア検討部会		4	4	4	4
高齢者虐待防止ネットワーク部会		1	1	1	1

②包括的支援事業（社会保障充実）

平成26年の介護保険法改正により、新たに次の事業が位置づけられました。これらの事業を推進しながら、地域包括支援センターとしての機能を強化していきます。

ア. 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応および看取りなどのさまざまな場面で、在宅医療と介護が連携して支えていく必要があります。

このため、関係機関等と連携し、在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制を構築できるよう、下記の八つの項目を推進していきます。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修

- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

イ. 生活支援体制整備事業

高齢者の多様な日常生活での支援体制の充実・強化および社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とし、介護予防・生活支援体制の整備を推進していきます。「生活支援コーディネーター」を社会福祉法人訓子府町社会福祉協議会に配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化、サービスのマッチングを行い、充実した生活支援サービスの体制を整備していきます。

また、住民の有志による「協議体（ほつとなまちをつくり隊）」を町が設置し、「生活支援コーディネーター」と住民が協働により支えあいを推進します。

ウ. 認知症総合支援事業

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症に関する理解促進、相談窓口の周知、専門職の認知症ケア能力の推進、認知症の人の介護者の負担軽減の促進等を図ります。

（ア）認知症初期集中支援推進事業

認知症の早期発見・早期対応のために、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し、医師の指導の下、地域包括支援センターの保健師等、複数の専門職が専門性を活かしながらチームで支援する「認知症初期集中支援チーム」の効果的な運用に努めます。

表 4-5-11 認知症初期集中支援チーム利用件数目標量 (単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用件数	3	3	3	3

（イ）認知症地域支援・ケア向上事業

地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、地域における認知症ケアの向上を図る体制を構築します。認知症の人に対し、その状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関のネットワークを構築し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。認知症に対する理解を深め、温かく見守ることができる地域づくりを目指し、認知症の人とその家族への支援、地域における認知症の正しい知識の普及啓発を図ります。今後も認知症の人を含めた住民の集いの場、介護や認知症の相

談の場として、町内事業所の職員とともに、認知症カフェを開催します。

表 4-5-12 認知症カフェ開催目標量

(単位：回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
開催回数	12	12	12	12
参加実人数	15	15	15	15
参加延人数	50	50	50	50

エ. 地域ケア会議推進事業

保険者として包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために地域ケア会議の設置が義務づけられました。地域ケア会議の目標量は表 4-5-10 のとおりです。

(3) 任意事業

任意事業は、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるようにするため、被保険者および要介護者を現に介護する人に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする事業です。

① 家族介護支援事業

ア. 家族介護教室の開催

要介護高齢者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得を目指した教室を開催します。

表 4-5-13 家族介護教室目標量

(単位：回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
開催回数	1	1	1	1
参加実人数	10	10	10	10

イ. 認知症高齢者見守り事業

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者等 SOS ネットワークの協力機関、町内関係機関との連携を図ります。高齢者等見守り位置探索 (GPS) サービス助成を通じ、認知症高齢者の安全の確保、介護者の経済的負担軽減を図ります。

また、地域見守り活動協定を結んだ事業所と連携し、見守り体制の構築に努めます。

表 4-5-14 認知症高齢者等 SOS ネットワーク連絡会議目標量 (単位：回)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
開催回数	1	1	1	1

表 4-5-15 高齢者等見守り位置探索 (GPS) サービス助成事業目標量 (単位：件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
助成件数	2	2	2	2

ウ. 家族介護用品購入費助成事業

寝たきりまたは認知症高齢者等を介護している家族に対し、経済的な負担の軽減を図るため、紙おむつ等の介護用品購入費の助成を行います。

(月額助成限度額…4,000 円)

表 4-5-16 家族介護用品購入費助成事業目標量 (単位：件、円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
助成件数	10	10	10	10
助成額	480,000	480,000	480,000	480,000

②その他の事業

ア. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度について、住民や高齢者に関わる関係者への制度の周知を図り、また、必要な人の利用につなげていきます。

表 4-5-17 成年後見制度利用目標量 (単位：件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
利用件数	1	1	1	1

イ. 認知症サポーター養成事業

認知症を早期に発見し速やかに対応できるよう、認知症サポーター養成講座を実施し、介護者を含め地域住民へ認知症の正しい理解の普及啓発を図ります。また、養成講座を企画立案するキャラバンメイトの養成を推進します。

表 4-5-18 認知症サポーター養成講座目標量 (単位：回、人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
開催回数	5	5	5	5
参加延人数	50	50	50	50

6 在宅福祉事業の目標量等

目標量は、いずれも平成 30 年度から令和 2 年度の利用実績（見込）を基にして推計しています。

（1）高齢者等の生活支援事業

①移送サービス

在宅で歩行困難により通院のためにタクシーの必要な人が、ほぼ同数と見込んで推計しています。

表 4-6-1 移送サービス目標量 (単位：人、回)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	33	33	33
目 標 量	250	250	250

②愛の声かけ訪問

ひとり暮らしの高齢者が少しずつ増えることを見込んで推計しています。

表 4-6-2 愛の声かけ訪問目標量 (単位：人、回)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	20	21	22
目 標 量	2,800	2,900	3,000

③訪問サービス

近隣とのコミュニケーションが困難な人が少しずつ増えることを見込んで推計しています。

表 4-6-3 訪問サービス目標量 (単位：人、回)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	1	1	2
目 標 量	25	25	50

④除雪サービス

除雪を行うことが困難な人が少しずつ増えることを見込んで推計しています。

表 4-6-4 除雪サービス目標量 (単位：人、回)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	50	51	52
目 標 量	400	408	416

(2) 介護予防活動支援事業

①ホームヘルプサービス

介護保険の要介護認定外の人を対象となるサービスであるため、増加しないものとして推計しています。

表 4-6-5 ホームヘルプサービス目標量 (単位：人、回)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	1	1	1
目 標 量	90	90	90

②ショートステイ

利用者の変動が少ないことから、増加しないものと見込んで推計しています。

表 4-6-6 ショートステイ目標量 (単位：人、日)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	26	26	26
目 標 量	100	100	100

③配食サービス

今後の増加を見込んで推計しています。

表 4-6-7 配食サービス目標量 (単位：人、回)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	29	30	31
目 標 量	3,350	3,500	3,650

(3) その他の在宅福祉事業

①災害弱者緊急通報装置設置事業

ひとり暮らしの高齢者等で、病弱な人や身体が不自由な人に、緊急通報装置を貸出し、緊急時に迅速かつ適切な対応が図られる救援体制を整え、高齢者等の安全確保を図ります。

②高齢者等健やか住宅改造費助成事業

日常生活に介助を要する 65 歳以上の高齢者がいる世帯に対し、より快適な住環境の整備を図るため身体状況に対応する住宅改造ができるよう助成します。

介護保険の要介護認定者については、介護保険給付の支給限度基準を超える部分について助成します。

なお、改造の対象となる工種は介護保険で対象となるものとしています。

7 施設(介護保険施設以外)サービス量の見込み

サービス量の見込みは、いずれも平成30年度から令和2年度の利用実績(見込)を基にして推計しています。

(1) 養護老人ホーム

身体上もしくは精神上または環境上の理由および経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象としています。

表4-7-1 養護老人ホーム利用者見込量 (単位:人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1	1	1

(2) ケアハウス(軽費老人ホーム)

表4-7-2 ケアハウスほなみ利用者見込量 (単位:人、箇所)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	17	17	17
定員数	17	17	17
施設数	1	1	1

8 保健事業の目標量等

生活習慣病を予防するための健康づくり、早期発見・早期治療による重症化予防、高齢者の介護予防を含めた保健事業を実施していきます。

令和2年度より、後期高齢者に対する保健事業については、国保の保健事業と介護保険の地域支援事業と一体的に取り組んでいきます。

(1) 健康教育

特定健康診査の結果等を踏まえた地域の健康課題や健康づくりに関する正しい情報提供を行い、自らの健康は自らが守り、自らつくるという意識を高め、生活習慣の改善、特に病態別および個別の状況にあわせた健康教育を実施します。

また、訓子府町健康増進計画の活動にあわせ、健康推進員等の協力を得ながら地域での健康づくりを進めていきます。

① 集団健康教育

地域の健康づくりを推進していく自主活動組織や、健康推進員の協力を得ながら地域での小集団に対し、自らの生活を振り返って見直し、改善ができるよう健康教育を実施します。

表 4-8-1 集団健康教育目標量 (単位：回、件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 回 数	20	25	25
65歳以上延指導件数	250	300	300

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、個別の身体状況、健康状態にあわせた健康相談を実施します。また、利用者拡大に向けた周知を図ります。さらには、健康診査を受けた人に個別相談を実施し、生活習慣の改善に向けた支援を行います。

① 総合健康相談

一般の健康相談事業や特定健康診査で栄養や運動等の保健指導が必要な人に対し、総合健康相談を実施します。

表 4-8-2 総合健康相談目標量 (単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上延指導件数	200	250	300

②重点健康相談

重点健康相談として、歯周疾患予防、糖尿病等の重症化予防を実施します。

表 4-8-3 重点健康相談目標量 (単位：回、件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 回 数	25	25	25
65 歳以上延指導件数	150	150	150

(3) 特定健康診査・特定保健指導

訓子府町特定健康診査・特定保健指導計画の目標値を実現するために、特定健康診査の周知および受診勧奨を行います。後期高齢者医療制度の加入者には、後期高齢者健康診査を実施していきます。

健康診査受診者に対しては、自身の結果への関心を高め、生活習慣の改善につながるよう事後指導の充実を図ります。

また、特定健康診査にて動機付け支援・積極的支援となった人に対し、訓子府町特定健康診査・特定保健指導計画で定めた目標値を目指し支援を行います。

表 4-8-4 訓子府町特定健康診査・特定保健指導実施計画の目標値 (単位：人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査の 対象者 (40～74 歳)	1,199	1,168	1,139
特定健康診査の受診数	623	631	681
特定健康診査の受診率	52.0	54.0	59.8
特定保健指導の 対象者 (40～74 歳)	100	101	109
特定保健指導の実施数	57	59	65
特定保健指導の実施率	57.0	58.4	59.6

(注) 特定保健指導～特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクの高い人に対し、保健師、管理栄養士より行われる保健指導

表 4-8-5 訓子府町後期高齢者健康診査の目標値 (単位：人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後期高齢者健康診査の対象者	1,037	1,063	1,093
後期高齢者健康診査の受診数	124	149	175
後期高齢者健康診査の受診率	12.0	14.0	16.0

(注) 後期高齢者健康診査対象数については、介護保険計画の推計人口により算出

(4) がん検診

がんによる死亡者数を減らすためには、早期発見、早期治療が重要であることから、胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺の各がん検診事業を実施します。また、ピロリ菌検査（胃がん検診）や超音波検査・HPV検査（子宮がん検診）等のリスク検診や PET-CT がん検診費用を助成し、検診内容の充実を図り、受診率の向上に努めます。

(5) 高齢者予防接種事業

高齢者のインフルエンザや肺炎球菌による肺炎の発症と症状の重症化を予防するため、予防接種法に基づき医療機関での個別の予防接種を実施します。制度の周知に努め、接種費用の一部を助成することで接種率の向上を図ります。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

高齢者の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うため、保健事業と介護予防を一体的に推進していきます。地域の健康課題を把握するとともに、国保データベースシステムから提供される高齢者の医療・健診・介護の多面的な情報を活用・分析し、効果的な高齢者の健康づくりや疾病予防、介護予防等につなげていきます。

9 介護保険事業費の見込み

介護保険サービス量の見込みと地域支援事業の見込みを基に、令和3年度から令和5年度までの介護保険事業費の推計を行いました。

介護保険料は、3年間の介護保険事業費により算定することになっていきますので、常に負担と給付のバランスに着目し、中長期的な展望に立ちながら、介護保険事業の安定した財政運営を図ります。

表4-9-1 介護給付費の推計

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス	128,171	128,928	130,025	130,211
訪問介護	32,067	32,085	32,085	32,085
訪問入浴介護	1,652	1,653	1,653	1,653
訪問看護	15,042	15,107	15,107	15,107
訪問リハビリテーション	1,418	1,448	1,448	1,448
居宅療養管理指導	235	235	235	235
通所介護	37,426	37,847	38,698	38,698
通所リハビリテーション	2,421	2,422	2,422	2,422
短期入所生活介護	18,509	18,519	18,519	18,519
短期入所療養介護	1,815	1,845	1,845	1,958
特定施設入居者生活介護	5,641	5,644	5,644	5,644
福祉用具貸与	11,291	11,469	11,715	11,788
特定福祉用具販売	654	654	654	654
地域密着型サービス	87,557	87,606	87,606	87,606
認知症対応型通所介護	1,105	1,106	1,106	1,106
認知症対応型共同生活介護	56,028	56,059	56,059	56,059
地域密着型通所介護	30,424	30,441	30,441	30,441
住宅改修	703	703	703	703
居宅介護支援	20,715	20,863	21,524	21,859
介護保険施設サービス	271,306	271,456	271,456	272,517
介護老人福祉施設	223,748	223,872	223,872	223,872
介護老人保健施設	36,675	36,695	36,695	36,695
介護療養型医療施設	10,883	10,889	10,889	-
介護医療院	-	-	-	11,950
介護給付費計（小計）…（1）	508,452	509,556	511,314	512,896

表 4-9-2 予防給付費の推計

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防サービス	5,146	5,208	5,268	5,329
介護予防訪問看護	694	695	695	695
介護予防訪問リハビリテーション	170	170	170	170
介護予防居宅療養管理指導	77	77	77	77
介護予防通所リハビリテーション	459	459	459	459
介護予防短期入所生活介護	265	266	266	266
介護予防特定施設入居者生活介護	1,200	1,200	1,200	1,200
介護予防福祉用具貸与	1,991	2,051	2,111	2,172
特定介護予防福祉用具販売	290	290	290	290
介護予防住宅改修	1,559	1,559	1,559	1,559
介護予防支援	1,967	2,077	2,186	2,186
予防給付費計（小計）…（Ⅱ）	8,672	8,844	9,013	9,074
総給付費（合計）…（Ⅰ）＋（Ⅱ）	517,124	518,400	520,327	521,970

表 4-9-3 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	13,461	13,461	13,461	13,461
包括的支援事業費	11,733	11,466	11,736	11,736
地域支援事業費 合計	25,194	24,927	25,197	25,197

表 4-9-4 標準給付費等の推計

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費	517,124	518,400	520,327	521,970
特定入所者介護サービス費等	30,454	29,313	30,270	31,865
高額介護サービス費等	11,764	12,118	12,513	12,909
高額医療合算介護サービス費等	1,736	1,795	1,854	1,912
審査支払手数料	363	375	387	399
地域支援事業費	25,194	24,927	25,197	25,197
標準給付費等 合計	586,635	586,928	590,548	594,252

10 介護保険料および利用者負担

介護保険事業に要する費用の財源は公費（国・道・町）と保険料（第1号・第2号）に分かれており、その負担割合は法令で定められています。65歳以上の第1号被保険者には、上記費用の23%を介護保険料として負担していただいています。

第7期計画期間は、介護保険料基準月額を4,850円と定めていました。

第8期の介護保険料は、49ページの表4-3-1 所得段階別の第1号被保険者数の推計と73ページの表4-9-4 標準給付費等の推計の3年間の合計により算定します。高齢化の進展の影響を抑制するため、町の介護給付費準備基金を計画的に取り崩し、第1号被保険者の保険料の上昇を抑えます。

これにより、令和3年度から令和5年度までの介護保険料基準月額を**5,650円**としました。

また、第8期推計と同条件と仮定した場合の介護保険料基準月額については、団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）の第9期（令和6年～令和8年）では**6,070円**、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年の第14期（令和21年～令和23年）では**8,989円**が見込まれています。

介護サービス利用時にかかる費用については、所得額に応じて利用料の1割から3割を自己負担していただきます。

なお、低所得者の人には費用負担が過重にならないように、次のような負担軽減制度がありますので、その周知を積極的に行います。

○特定入所者介護サービス費支給

住民税非課税世帯で預貯金等が単身世帯で1,000万円以下、夫婦世帯（世帯分離している配偶者含む）で2,000万円以下の人を対象に、介護保険施設および短期入所サービス利用時の食費・居住費（滞在費）の負担を軽減します。

○高額介護サービス費支給

同一月に利用したサービスの利用者負担の合計額が自己負担限度額を超えたときに、超過分を払い戻しします。全ての人を対象ですが、住民税の課税状況等により自己負担限度額が異なります。

○高額医療合算介護サービス費支給

年間の介護保険と医療保険の利用者負担（自己負担）合計額が自己負担限度額を超えたときに、超過分を払い戻しします。合算対象は医療保険上の同一世帯員で、介護保険と医療保険の両方に利用者負担（自己負担）がある世帯が対象です。住民税の課税状況等により自己負担限度額が異なります。